

第 6 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 27 年 12 月 4 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 27 年 12 月 4 日 午前 10 時 00 分 開会
- 3.平成 27 年 12 月 4 日 午前 10 時 39 分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

2 番	竹 原 祐 一	3 番	岩 下 礼 治
4 番	谷 崎 利 浩	5 番	園 田 浩 文
6 番	菅 敏 徳	7 番	市 原 正
8 番	森 元 秀 一	9 番	河 崎 徳 雄
10 番	大 倉 幸 也	11 番	湯 浅 正 司
12 番	田 中 弘 子	13 番	五 嶋 義 行
14 番	高 宮 正 行	15 番	古 澤 國 義
16 番	阿 南 誠 藏	17 番	古 木 孝 宏
18 番	田 中 則 次	19 番	井 手 明 廣
20 番	藏 原 博 敏		

欠席議員

1 番 立 石 昭 夫

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	阿 部 節 生
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 課 長	日 田 勝 也
会 計 課 長	井 八 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 口 求
税 務 課 長	藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
観 光 課 長	市 原 巧	住 環 境 課 長	古 閑 政 則
市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み	ま ち づ くり 課 長	佐 伯 寛 文
水 道 課 長	丸 野 雄 司	阿 蘇 医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	井 野 孝 文

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 本 田 良 治
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について（議長）

日程第 4 諸般の報告について（市長）

日程第 5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、改めましておはようございます。

平成 27 年第 6 回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末を控え大変多忙な折りに第 6 回定例会の本会議にご出席いただき、心からお礼を申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案につきましては、後ほど市長のほうから説明がありますが、議員各位におかれましては慎重に審査をしていただき、適正にして妥当な議決をいただきますようにご協力をお願い申し上げます。開会の言葉といたします。

議事に入ります前に、市長より発言の申し出がっておりますので、これを許したいと思います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。発言の機会を与您いただき、ありがとうございます。

12 月定例会の冒頭ではありますが、本年の 7 月、男女関係のトラブルから本市職員が嫌がらせなどの脅迫行為によって、阿蘇警察署に逮捕されるという事案が発生、結果的に起訴猶予処分になったものの、職員としてあるまじき行為であり、市民の皆さま、議員の各位に深くおわびを申し上げます。

当該職員の行った行為は、公務外の非行とはいえ、市民の皆さま方の信頼を裏切る行為であり、地方公務員法に規定する信用失墜行為の禁止に違反するもので、関係職員それぞれに

停職六月、停職四月の懲戒処分をいたしました。

今後は、信用を回復すべく綱紀肅正を図り、不断の決意で阿蘇市の信頼回復に努めてまいります。どうかよろしく申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の発言を終わります。

それでは、早速会議に入りたいと思います。

ただ今の出席議員は19名であります。1番、立石昭夫君につきましては、所定の手続きを経まして、欠席の届けを受けておりますことを報告いたします。従いまして、定足数に達しておりますので、平成27年第6回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、7番議員、市原正君、8番議員、森元秀一君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、ご報告をいたします。

議会運営委員会を11月27日に開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしました結果、まず会期につきましては今定例会の付議事件が報告1件、議案17件及び請願・陳情の各1件、合計20件であることから、会期を本日12月4日から12月21日までの18日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配布してあるとおりであります。ご了承を願います。

次に、本定例会における議案等の審議の方法であります。議案17件及び請願・陳情の各1件については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。

なお、議案審議については、ただ今申し上げましたように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質問はご遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取り扱いについてご報告いたします。

まず、一般質問の通告期限であります。12月8日の午後5時までといたしました。また、質問時間ではありますが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位のご理解をお願いいたします。

なお、本日の議会散会後は、全員協議会を開くことといたしましたので、ご出席のほどをよろしく願います。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告（議長）

○議長（藏原博敏君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

皆さまのお手元に報告書をお配りしておりますので、主なものについてご報告させていただきます。

まず、監査委員より、平成27年8月分から10月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧を願いたいと思います。

次に、熊本県市議会議長会等の開催状況について報告いたします。第259回熊本県市議会議長会が、10月8日、9日にかけて玉名市において開催されました。阿蘇市町村議会正副議長研修会が、10月29日、30日にかけて佐賀県武雄市方面で開催されました。詳細につきましては、後でご覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 諸般の報告（市長）

○議長（藏原博敏君） 日程第4、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） まずもって、ガンダーラ美術品の寄附の件について報告させていただきます。

先日、先方から「寄附をすることで阿蘇市に混乱が生じており、私の本意とするところではなく、このたびの寄附申し出は取り下げます」とのお断りがあり、その申し出を受託することになりました。市民の皆さまには、大きな期待を持たれた方もおありかと思いますが、さまざまな誤解が生じ、このような結果になったことを大変残念に思っています。9月議会で議決いただいた関連諸経費については、執行を見送ることになりました。今後、このようなことがないように注意してまいります。

それでは、平成27年第6回阿蘇市議会定例会の開会にあたり、9月定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告いたします。

【総務課】

昨年8月30日から活動を活発化させていた阿蘇中岳第一火口は、この9月14日に噴火を起こし、火砕流も確認されるなど一時は大きな被害も心配されましたが、火口周辺概ね1km範囲内の立ち入りを制限とする一次規制中（噴火警戒レベル2）であったこと、また、山上事務所職員や業者の方々の的確な判断と誘導により、人的被害もなく惨事を免れました。

阿蘇火山防災会議協議会は、直ちに阿蘇火山博物館内に現地連絡対策本部を、市役所内に連絡本部を設置し、気象台や環境省、自衛隊、消防、警察等の関係機関と24時間態勢で緊急対応に当たるとともに、「噴火警戒レベル3（入山規制）」が発表されたことから、二次規制（火口周辺概ね2kmから4km以内の立ち入り制限）を実施、事前の取り決めに基づき、道路や周辺の登山道の閉鎖、登山客や観光客の安全確保措置等を行いました。あわせて、シルバークエストを控え、風評被害も発生したことから、観光課では県及び観光協会等と連携を図り、休日は職員も待機し正確な情報の発信と丁寧な説明を心掛け対応に当たりました。

11月24日、71日ぶりに「噴火警戒レベル2」に引き下げられましたが、今後の火山活動の変化を注視し、引き続き、福岡管区気象台をはじめ関係機関と連携を強化、人命の安全確保と正確な情報発信に努め、より安心・安全な観光地「阿蘇」を目指してまいります。

また、10月29日から2日間にわたり、全国の火山を有する地域から行政関係者や砂防関係者など約500名を迎え、「火山を知り火山と共に生きる～阿蘇ジオパークの防災を考える～」をテーマに、阿蘇市が事務局となり「2015火山砂防フォーラム」を開催しました。

このフォーラムでは、一の宮中学校や阿蘇中央高校の生徒による研究発表をはじめ、防災・観光面の有識者によるパネルディスカッションなど、噴火災害や土砂災害に対する「安全確保」とジオパーク活動等を通じた「地域振興」の両立を図るべく、活発な論議がなされ、地域振興と防災の重要性を火山と共に生きる阿蘇から全国に発信しました。今後は、関係自治体と情報の共有を図りながら防災・減災対策等を進めてまいります。

10月11日から30日にかけて、本年度で10回目となる市政報告会を、11月10日には女性を対象とした報告会を開催し、市の財政状況をはじめ主要事業について報告を行いました。特に来年1月から「マイナンバー制度」が開始されることから、制度の概要や目的、ご注意いただきたいことなどの周知に努めました。報告会において「地域の生の声」として皆さま方からいただきましたご意見、安全・安心な市民生活の実現に向けたご指摘は、市政を運営する上で非常にありがたく、今後の市政運営に活かしてまいります。

平成22年度に整備しました光ネットワーク設備は、当初整備から5年を経過し、現在、より安定したサービスを提供できるようインターネットサーバー等の更新に着手しています。

【財政課】

阿蘇市の将来人口予測と現状分析を基に、議会をはじめ各種民間団体の皆さまからご意見をいただき策定を進めておりました「阿蘇市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、阿蘇市地域計画会議での審議及び本部会議を経て、策定が完了いたしました。この「総合戦略」では、将来の人口減少に対応するまちづくりの基本的な方向性として「経済の活性化による地域の活力創造」、「福祉・生活の充実による選ばれるまちの創造」、「教育による人材育成と郷

土愛の創造」の3つを柱に、平成31年度までの5カ年間で戦略に沿った取り組みを進めてまいります。

10月1日を基準日とした「平成27年国勢調査」は、調査員及び指導員、総勢約170名体制で取り組みました。今回の調査は、統計調査の中でも規模が大きく、その調査にあたっては丁寧な説明と親切な対応を心掛け、市民の皆さま方のご協力で、大きなトラブルもなく無事に調査票の回収を終えました。今後、国・県の審査を経て、平成28年3月頃に速報値が公表される予定となっております。調査結果は地方交付税算定等に大きな影響を及ぼすことから、結果に基づく分析等を踏まえ、将来の各種施策に活かしてまいります。

次に、市民部関係について報告します。

【市民課】

本市における通知カードの郵便配達は、11月7日に茗ヶ原地区、その他の地区は11月18日から本格的に始まりました。市民の皆さま方には、お知らせ端末等を利用し、確実に受け取りいただくよう周知を行っています。配達状況の問い合わせについては、コールセンターや郵便局に加え、インターネットによる郵便追跡サービスを活用するなど丁寧な説明を心掛けております。郵便局の保管期限を経過した通知カードは、順次、市民課に返戻されますので、今後は窓口での受け取りについての周知を行い、不着世帯の解消に努めてまいります。

【ほけん課】

国民健康保険事業の上半期の給付実績は、昨年度と比べると若干上まっていることから、更に保険税収納率の向上、健康づくりに取り組み、適正化に努めてまいります。

健康づくりの基本である住民健診が終了しましたが、目標値の60%にはまだ届いておりません。特定健診は、来年3月末まで各医療機関で受診できますので、より多くの皆さまに受診していただけるよう啓発を進めてまいります。

介護保険事業は、来年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の移行に向け、市民の皆さま方へ周知し、円滑に移行できるよう体制を整備してまいります。

次に、経済部関係について報告いたします。

【農政課】

政府によるTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉は大筋合意に至ったと表明がなされました。TPPの実施は国内産業はもとより市の基幹産業であります農林畜産業に甚大な影響を与えることは必至であり、これからも政府の国内対策等の動向を十分に注視してまいります。

本市の平成27年産水稻の作況指数は「94」と全国の平均である「100」を下回っており、その原因は長雨と日照不足、いもち病によるものと思われます。米の相対取引価格（全銘柄平均価格）は、昨年より上回っているものの反収減が響き、生産者の方々にとっては深刻な状況となっております。今後も関係機関と連携し、農家の所得向上につながる農地集積・各種補助事業の活用等に努めてまいります。その一環として、黒流町集落営農組合がこのたび農事組合法人を設立しました。今後は、100haの規模の農地で主に水稻・麦・大豆の耕作を行う計画で、法人経営のスケールメリットを活かした新規就農者の雇用や定年帰農者の受入れ

も可能となります。なお、集落営農組合の法人化は、地域で農地を守るための有用な手段であり、引き続き推進してまいります。

国営大野川上流土地改良事業は、現在、大蘇ダム本体の浸透対策、受益面積の変動等に伴う事業計画変更手続きが進められていることから、今後、受益者説明会を実施し実状を踏まえながら、来年1月末から第3回目の計画変更に伴う土地改良法に基づく同意徴集を進めてまいります。

【観光課】

中岳第一火口は、噴火警戒レベルが引き下げられ、山上広場周辺の業者の方々も営業再開となりましたが、依然として火口から1km以内の立ち入りが規制されており、1日も早く火口見学ができる状態への移行が望まれます。

市では、火口周辺の正確な情報を発信するため、ホームページへの掲載、観光キャンペーンでのステージ告知、チラシの配布、情報誌やラジオ等の情報発信などを行い、安心してお越しいただけることをPRしています。

「然」の取り組みは、阿蘇市というブランドの総合的な旗印として、さまざまな場面でたくさんの方々の目に触れ、耳に触れるよう周知を図ってまいりました。11月29日には阿蘇市内のホテルにおいて、「然」の恵みの数々を一流料理に仕立て、「A級（永久）グルメ晩餐会」を開催いたしました。今後とも地元での浸透を着実に進めてまいります。

【まちづくり課】

7月から発売しておりました「阿蘇市2割お買得券」は、年末年始の消費喚起応援として、11月30日まで新たに追加購入受付を行い、今月中旬には完売見込みとなっています。今後は、消費者アンケートの集計結果を分析し、広く商工振興施策に役立たせてまいります。

「海外アーティスト招へい事業 in 阿蘇」は、本市にコスタリカ、スリランカ、ニュージーランドの3名の芸術家が70日間滞在し、11月1日から3日までの作品展覧会を経て、無事に母国へと帰郷されました。滞在期間中、宮地小学校、波野小学校の子どもたちとワークショップを開催するなど多くの方々と交流を図り、帰国後も阿蘇の魅力を大いに発信していただくことで、さらなる国際交流の増進につながるものと期待しています。

次に、土木部関係について報告いたします。

【建設課】

全国的にインフラの老朽化が問題となる中、本市においても橋梁や舗装の計画的な改修、社会資本整備交付金等を活用した防災安全対策に努めています。

阿蘇市幹線道路の支線であり災害時の避難道路を兼ねる「下西河原塩井線」は、現在、用地購入を進めており、用地取得が完了した箇所から工事に着手する予定です。また、今年6月の梅雨前線豪雨により被災した15件の道路・河川災害は、10月上旬に災害査定を終え、順次、工事に着手してまいります。

【住環境課】

合併処理浄化槽設置整備事業は、黒川激特事業の一つである嵩上げ事業の影響で補助対象約40戸が増加し、これに対する県補助金の追加により例年に比べ高い実績となる見込みです。

生活排水処理整備は、県が策定する「新くまもと生活排水処理構想」に合わせ、公共下水道事業及び合併処理浄化槽設置設備事業を軸に、早期の事業効果と財政状況に即した事業展開が図れる阿蘇市の計画づくりを進めます。

次に、教育部関係について報告いたします。

【教育課】

一の宮統合小学校建設工事は、体育館が竣工し、校舎は約 75%、プールは約 30%の進捗率であります。今後は、グラウンド整備及び外構工事を発注し、平成 28 年 4 月の開校に向け進めてまいります。

一の宮中学校の新グラウンド整備工事は、屋外トイレ及び外周の外構工事等を発注、本年 12 月末の完成を予定しています。

社会教育では、10 月に「阿蘇市図書館まつり」、11 月に「阿蘇市文化祭」、「阿蘇市子ども芸術祭」を開催、多くの皆さまにご来場いただき、それぞれ充実した文化の祭典に取り組んできました。

社会体育では、今月 6 日に阿蘇市役所スタート・ゴールとして「阿蘇市民地域対抗駅伝大会」を開催します。多くの皆さまのご声援をよろしくお願いいたします。

次に、水道事業について報告いたします。

【水道課】

水源が被災した古城地区簡易水道は、これまで緊急避難的に給水しておりましたが、一部を除く三野地区において、配水管整備事業（布設工事）が完了したことから、10 月から完全に上水道へ移行し給水を供用開始いたしました。今後も安心、安全、安定供給を目指してまいります。

次に、病院事業について報告いたします。

【阿蘇医療センター】

市政報告会では、移転開院後の取り組みについて、市民の皆さま方にご報告させていただきました。広報紙でも 11 月号から「医療センター通信」のコーナーを設け、取り組み等の周知に努めています。

経営健全化については、総務省の経営アドバイザー派遣事業を活用、11 月に 2 名の専門家を迎え、経営の効率化等について詳細にわたり助言をいただきました。現在、この助言を踏まえ、講じるべき対処方針を検討しており、早期に成果を出せるよう積極的に取り組んでまいります。

以上、12 月定例会開会にあたっての諸般の報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、「市長の諸般の報告」を終わります。

日程第 5 提案理由の説明

○議長（藏原博敏君） 日程第 5、市長より、今期定例会に提出される議案の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、平成 27 年第 6 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 19 号「専決処分の報告について」

本件は、平成 27 年 7 月 27 日、阿蘇市一の宮町三野市道北山山鹿線エルパティオ牧場付近において発生した車両の物損事故について、同年 10 月 9 日に示談が成立。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 81 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第 82 号「阿蘇市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について」

本件は、停職の期間を国に準じた取り扱いとし、併せて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 83 号「阿蘇市税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法の施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 84 号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の規定を整理し、あわせて所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 85 号「阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について」

本件は、地方税法及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づき、関係条例への規定を整理し、併せて所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 86 号「阿蘇市支援費支給条例の廃止について」

本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、本条例を廃止するものであります。

議案第 87 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

議案第 88 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」

本件は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するも

のであります。

議案第 89 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」

本件は、阿蘇市古城地区簡易水道の一部区域が阿蘇市上水道に移行したことに伴い、関係条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため関係条例の一部を改正するものであります。

議案第 90 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」

本予算は、第 6 号補正であります。

歳入では、主にくまもと Y M C A 黒川保育園整備に係る保育所等緊急整備事業補助金、一の宮中学校耐震補強改修等工事他に係る学校施設環境改善交付金及び臨時財政対策債等を、歳出では中山間地域等直接支払交付金、農地中間管理事業機構集積協力金及び青年就農給付金等を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 4 億 860 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 190 億 8,230 万 1,000 円といたしました。

議案第 91 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では下水道受益者負担金を、歳出では一般管理費及び下水道事業費を追加しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,150 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 7,452 万 9,000 円といたしました。

議案第 92 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では保険財政共同安定化事業交付金及び一般会計繰入金を、歳出では主に一般管理費、出産育児一時金及び保険財政共同安定化事業拠出金を追加し、予備費を減額しております。これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 8,464 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 43 億 9,292 万 5,000 円といたしました。

議案第 93 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では主に地域支援事業繰入金及び地域支援事業交付金を減額、地域支援事業支援交付金を追加し、歳出では主に認定審査会共同設置費及び二次予防事業対象者向け予防サービス等事業費を減額、予備費を追加しております。これら補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 164 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 32 億 59 万 7,000 円といたしました。

議案第 94 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では主に保険基盤安定繰入金を、歳出では主に後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 46 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 3 億 9,829 万 8,000 円といたしました。

議案第 95 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

歳出では水道管理費を追加しております。既定の予算額の組み替えを行いましたので、歳入歳出予算総額の変更はありません。

議案第96号「平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」

本予算は、第2号補正であります。

収益的収入では、浄水道事業収益を248万2,000円追加し、収入合計を5億348万3,000円といたしました。資本的収入では簡易水道事業資本的収入を22万8,000円減額し、収入合計を1億8,408万5,000円とし、資本的支出では上水道事業資本的支出を973万3,000円追加し、支出合計を4億9,460万3,000円といたしました。

議案第97号「平成27年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」

本予算は、第1号補正であります。

収益的支出では、病棟等解体撤去に係る費用を3億5,647万5,000円を減額し、支出合計を26億2,070万5,000円といたしました。

以上、議案等18件、専決1件、条例9件、予算8件を本日上程いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

なお、10分後に全員協議会を開きますので、委員会室のほうにお集まりをお願いします。

午前10時39分 散会